

### 3 自主回収の認定

酒類等の容器のうち、ビールびんや一升びん等のように自主回収される容器は、基本的に市町村に対し、ごみとして排出されないのので、廃棄物の減量化といった、容器包装リサイクル法の基本的な目標を達成するためには大変効果的なものです。

容器包装リサイクル法第18条において、特定事業者は、その用いる特定容器、その製造等をする特定容器又はその用いる特定包装を自ら又は他の者に委託して回収する場合に、その回収の方法が一定の回収率を達成するために適切なものである旨の主務大臣の認定（自主回収の認定）を受けられることができると規定されています。

この自主回収の認定を受けた場合には、当該特定容器（又は特定包装）は全て再商品化義務量の算定の対象から除くこととされています。

なお、自主回収の認定に係る主な留意事項は次の通りです。

#### 認定の要件

特定容器（又は特定包装）の種類ごと（色、素材、重量、容量、用途又は形状が異なる特定容器（又は特定包装）ごと）に、当該特定容器（又は特定包装）の回収方法が、「おおむね90%」の回収率を達成するために適切なものであると認められることとされています。

「おおむね90%」とは、現状の回収率が80%以上であり、その回収の方法から判断して、おおむね90%の回収率を達成するために適切なものであると認められる場合を含みます。

#### 申請の方法等

申請書は3部（財務大臣、経済産業大臣及び環境大臣宛それぞれ1部）作成し、それぞれに回収のフロー図、特定容器（又は特定包装）の図面、回収する事業者の所在地、量等の一覧表を添付して、認定を受けて当該特定容器（又は特定包装）に係る再商品化義務の免除を受けようとする年度の前年度6月末日までに国税庁酒税課へ提出する必要があります。

（申請書の様式は、様式編をご参照ください。）

#### その他

自主回収の認定を受けた場合には、毎事業年度終了後3月以内に、認定を受けた特定容器（又は特定包装）ごとに利用量、回収量及び回収率等の実績を取りまとめた報告書を3部（財務大臣、経済産業大臣及び環境大臣宛それぞれ1部）作成し、国税庁酒税課へ提出する必要があります。

（報告書の様式は、様式編をご参照ください。）